

「緊急事態宣言・まん延防止等重点措置区域」へ移動する場合は下記事項を記載し、移動予定日の前日（休日の場合はその前日）15時までに学生課教務・入試係に提出してください。

## 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置区域への移動届

令和 年 月 日

校 長 殿

氏 名 \_\_\_\_\_

学科・専攻 \_\_\_\_\_

学 年 \_\_\_\_\_年

電話番号 \_\_\_\_\_

寮生である  寮生ではない

以下のとおり緊急事態宣言・まん延防止等重点措置区域へ移動します。

移動期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )	
目的	<input type="checkbox"/> 就職活動 <input type="checkbox"/> 進学関係 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
行 先	名 称	所在地(都道府県)
交通手段	<input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> 鉄道(新幹線等) <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
自宅待機/ PCR検査	<input type="checkbox"/> 自宅待機	
	期間: 令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )	
	<input type="checkbox"/> PCR検査	
	受 検 日: 令和 年 月 日 ( )	
	結果判明日: 令和 年 月 日 ( )	

### 【注意事項】

1. 出発から帰着まで、いつどこへ行き誰と会ったかを、「行動記録表」(別紙2)に記録し、自身で管理しておいてください。
2. 帰宅した日の翌日から14日間は自宅待機が必要です。ただし、自主的にPCR検査を受け、結果が陰性だった場合は、登校が認められます。
3. 届け出時、PCR検査受検日及び結果判明予定日が未定の場合は、決定後速やかに教務・入試係(0836-35-4974)へ連絡してください。